

## 岡山県再投資サポート補助金（生産性向上型）交付要綱

### （通則）

第1条 岡山県再投資サポート補助金（生産性向上型）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業者 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表中大分類E—製造業の項目に掲げる業務を行う事業者をいう。
- (2) 固定資産投資額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産のうち、その種類が「機械及び装置」であるものをいう。
- (3) 常用雇用者 事業所に従事する岡山県内に住所を有する者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者である者をいう。

### （目的）

第3条 雇用状況や国際情勢の変化により、企業の設備投資意欲は高まりを見せているが、物価高騰によりその費用は年々増大しており、設備投資の障壁となっている。

この補助金は、既存工場における生産ラインの高度化、省力化、自動化、設備更新等のための生産設備導入の取組を支援することで、企業の生産性向上・競争力強化を実現し、従業員の賃上げにつなげることを目的とする。

### （補助金）

第4条 知事は、前条の目的を達成するため、次条に該当する企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### （補助対象等）

第5条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、別表1の交付要件を満たす者とする。

- (1) 県内に既に立地している製造業者であって、当該事業所設立後10年以上経過した者であること。
- (2) 補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続が認められること。
- 2 第3条の規定により交付することができる補助金の使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法は、別表2に定めるところによるものとする。
- 3 前項の規定により計算した補助額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助額とする。
- 4 本要綱の適用を受ける者は、国（間接補助金等を含む。）、県から交付される他の補助金との併用はできない。
- 5 本要綱の適用を受ける者は、原則として県が補助金の額等の交付決定内容を公表することに同意するものとする。
- 6 令和8年1月1日から交付申請の前日までの間に取得した資産に関する経費は、様式第

1号の事前着手届を交付申請の際に提出し、知事が適正と認める場合には、補助対象経費とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、様式第2号の補助金交付申請書及びその他別に定める書類を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。ただし、一企業につき1回の申請を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者

(2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは交付決定を行い、申請者に対し様式第3号の交付決定通知書を送付する。

2 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助対象事業者は、前条第1項の補助金の交付決定を受けた場合において、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をもって知事に申し出なければならない。

(事業内容の変更)

第9条 補助対象事業者は、交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容等を変更しようとするときは、事業内容の変更に着手する前日までに様式第4号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは変更承認を行い、補助対象事業者に様式第5号の変更承認通知書を送付するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第10条 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6号の中止(廃止)届出を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第11条 補助対象事業者は、自己の責任によらない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7号の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了し、補助対象経費に係る令和9年度償却資産申告が終了したときは、様式第8号の実績報告書を、令和9年度償却資産申告の終了後15日以内に知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定し、様式第9号の補助金の額の確定通知書を補助対象事業者に送付する。

(補助金の支払等)

第14条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を支払うものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条に規定する通知の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令、本交付要綱等、知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助対象事業者が、本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助対象事業者が、提出書類に虚偽の内容を記載し、申請したことが判明した場合
- (5) 本補助金以外の国（間接補助金等を含む。）、県の他の補助金との重複受給等が判明した場合
- (6) 補助事業の操業開始後10年以内に操業を休止し、又は廃業した場合
- (7) 第20条に規定している財産処分の制限期間内に、財産処分を行う場合
- (8) 上記の他、知事が適当と認める場合

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しにやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助対象事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補助金に係る経理)

第18条 補助対象事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第19条 補助対象事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、様式第11号の財産取得等管理台帳を備え、管理しなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は廃棄等するときは、様式第12号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、操業開始後10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分についてはこの限りでない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (交付要件)

固定資産投資額	償却資産のうち「機械及び装置」の取得額が1億円以上※
その他要件	次のいずれかを満たすこと。 (1) 事業を実施した箇所、ライン等における生産性が生産量ベースで20%以上向上すること。 (2) 事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベースで20%以上生産する能力を備えること。

別表 2 (補助金の使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法)

使 途	償却資産のうち「機械及び装置」の取得
補助対象経費	交付決定事業に係る償却資産のうち「機械及び装置」の取得額※
補 助 額	上欄の補助対象経費に下欄の補助率を乗じて得た額
補 助 率	100分の10
限 度 額	1億円
交 付 方 法	一括交付

※令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に取得する資産で、令和9年度に償却資産申告を行うものに限る。